

バンビーニ東大沼保育園運営規程

(名称及び所在地)

第1条 株式会社L‘a l b a が設置する保育園の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 バンビーニ東大沼保育園
(2) 所在地 相模原市南区東大沼4-1-7

(事業の目的及び運営方針)

第2条 バンビーニ東大沼保育園（以下「当園」という。）は、小規模保育事業B型として、当園を利用する3歳未満の保育を必要とする乳児及び幼児（以下「利用乳幼児」という。）に対し、保育の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、「利用乳幼児」に対し、適正な保育・教育を提供することを目的とする。運営の方針は以下の通りとする。

- ・ 少人数の定員により充分なシンシップを心がけていきます
- ・ 家庭的な雰囲気を大切にしています
- ・ 異年齢集団の良さをいかし、尊敬する心、思いやる心を育てます
- ・ ほめることにより自信を持たせ何事にも前向きに取り組もうとする気持ちを育てます
- ・ 基本を大切にするカリキュラムづくりをしていきます
- ・ 生きいきと生活でき、笑顔のあふれる保育室を目指し保護者が安心して預けられるよう心がけます
- ・ 保護者からの子育ての悩みなどを共に考え、保護者の心の負担を少しでも軽減できるよう相談に応じます

(提供する保育の内容)

第3条 当園は、保育所保育指針及び保育課程に基づき、乳幼児の発達に必要な保育を提供する。

(提供する保育事業)

第4条 当園は通常の保育事業の他に延長保育事業、一時預かり保育事業を行うものとする。

(職員の職種、職員数及び職務の内容)

第5条 当園が保育を提供するにあたり配置する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。ただし、職員の配置については、相模原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年相模原市条例第48号。以下「市設備基準条例」という。）で定める配置基準以上で、かつ相模原市で保育を実施する上で望ましいとする職員配置基準を下回らない範囲で変動することができる。

(1) 施設長 1人

責任者は、保育の質の向上及び職員の資質の向上に取組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 保育士 14人（常勤 4人、非常勤 10人）

保育士は、保育計画及び保育課程の立案とその計画、課程に基づきすべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行う。

(3) 保育従事者 2人（常勤 1人、非常勤 1人）

保育従事者は、保育士を補佐し、すべての子ども達が課程、計画に基づき安定した生活を送り、充実した活動が行えるよう保育を行う。

(4) 調理員 2人（外部委託）

調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。

(5) 嘴託医 1人

嘱託医は、当園の子どもの心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び支給認定保護者への相談・指導を行う。

(6) 嘴託歯科医 1人

嘱託歯科医は、当園の子どもの心身の健康管理を行うとともに、定期健康歯科健診、職員及び支給認定保護者への相談・指導を行う。

(保育の提供を行う日)

第6条 当園の保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から31日及び翌年1月1日から1月3日を除く。

(保育の提供を行う時間)

第7条 当園の開所時間及び保育提供時間は次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に関する保育時間（11時間）

当園が定める次の時間帯の範囲内で、保育標準時間認定を受けた支給認定保護者が保育を必要とする時間とする。

月曜日から金曜日	午前7時00分から午後6時00分まで
土曜日	午前7時00分から午後6時00分まで

ただし、当園が定める保育時間（11時間）以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育が必要な場合、当園が定める開所時間内において延長保育を提供する。
＊一時保育利用者も同様の扱いとする。

（2）保育短時間認定に関する保育時間（8時間）

当園が定める次の時間帯の範囲内で、保育短時間認定を受けた支給認定保護者が保育を必要とする時間とする。

月曜日から金曜日	午前8時30分から午後4時30分まで
土曜日	午前8時30分から午後4時30分まで

ただし、当園が定める保育時間（8時間）以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育が必要な場合、当園が定める開所時間内において延長保育を提供する。

（3）開所時間

当園が定める開所時間は、次のとおりとする。

月曜日から金曜日	午前7時00分から午後7時00分まで
土曜日	午前7時00分から午後6時00分まで

ただし、延長保育利用者がいない場合には午後6時00分以降は閉所するものとする。

（利用料等）

第8条 支給認定保護者は、支給認定保護者の居住する市町村長が定める利用料を、当園へ支払うものとする。

2 前項に定めるもののほか、次の表に掲げる保育に必要な費用について、支給認定保護者から支払いを受けるものとする。

区分	入園時のみかかる費用	利用毎にかかる費用
保育費	カラー帽子 1,200円	連絡ノート 200円／1冊
		延長保育料 250円／15分

ただし、項目が追加になる場合や、行事等を行い費用が発生する場合などには、事前に保護者にお知らせし、了承を得てから支払を受けるものとする。

3 一時保育利用者については、一時保育利用料金（300円／15分）及び、給食（250円）、おやつ（午前50円・午後100円）のうち、利用した料金を保護者から現金にて支払いを受けるものとする。

(利用定員)

第9条 利用定員は、次のとおりする。

クラス	0歳児	1歳児	2歳児
定員	6人	6人	7人

(利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項)

第10条 当園は、市町村が行った利用調整により当園の利用が決定されたときは、これに応じる。

- 2 当園の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面により、当該利用子どもの支給認定保護者とその内容を確認し、利用契約書を交わす。
- 3 当園の利用子どもが次のいずれかに該当するときは、保育・教育の提供を終了するものとする。

- (1) 「子ども・子育て支援法施行規則」第1条の規定に該当せず、市町村が利用を取り消したとき。
- (2) 支給認定保護者から当事業利用の取消しの申出があったとき。
- (3) 市町村が当事業の利用継続が不可能であると認めたとき。
- (4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時等における対応方法)

第11条 当園は、保育の提供中に、利用子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに利用乳幼児の家族等に連絡をするとともに、嘱託医又は利用乳幼児の主治医に相談する等の措置を講じる。

- 2 保育の提供により事故が発生した場合は、相模原市及び支給認定保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じる。
- 3 利用乳幼児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

(非常災害対策)

第12条 当園は、非常災害に関する具体的な計画を作成し、毎月1回以上避難・初期消火及び救出その他必要な訓練を実施する。

- 2 当園は、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知する。

(虐待の防止のための措置)

第13条 当園は、利用乳幼児の人権の擁護、虐待等の防止のため、次の措置を講ずる。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等のための体制の整備
 - (2) 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 当園は、保育の提供中に、当園の職員又は養育者（支給認定保護者等利用乳幼児を現に養育する者）による虐待を受けたと思われる利用乳幼児を発見した場合は、速やかに、これを市に通報する。

(安全対策と事故防止)

第14条 当園は、安全かつ適切に、保育を提供するために、事故防止及び事故対応に関するマニュアルを策定し、事故を防止するための体制を整備する。

- 2 事故発生防止のための委員会の設置及び職員に対する研修を実施する。
- 3 当園は、相模原市が策定する「食物アレルギー対応マニュアル」に則り、それに基づき、適切な対応に努める。
- 4 当園は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、振り返りを行い、再発防止のための対策を講じる。
- 5 事故については、必要に応じて保護者に周知するとともに、死亡事故、治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故（意識不明の事故を含む。）については、市にも報告する。
- 6 当園は、不審者の立入防止などの対策や緊急時における子どもの安全を確保する。

(健康管理・衛生管理)

第15条 当園では、子どもに対して、利用開始時における健康診断、少なくとも年に2回の市の基準定期健康診断、臨時の健康診断を学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて実施する。

- 2 当園は、国が施策した「保育所における感染症対策ガイドライン」に則り、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、衛生管理を適切に実施するとともに、感染症及び食中毒の予防に努める。

(支給認定保護者に対する支援)

第16条 当園は、障害や発達上の支援を必要とする子どもとその支給認定保護者に対して、十分な配慮のもと保育や支援を行う。利用乳幼児や支給認定保護者に対しては、成長に対する正しい認識ができるよう支援を行う。

- 2 当園は、支給認定保護者の仕事と子育ての両立等を支援するため、支給認定保護者の状況に配慮するとともに、利用乳幼児の快適で健康な生活が維持できるよう、支給

認定保護者との信頼関係の構築及び維持に努める。

(苦情対応)

第 17 条 当園は、支給認定保護者等からの保育の提供等に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情処理規程に基づき必要な措置を講じるものとする。

- 2 当園は、苦情解決責任者、苦情受付担当者等苦情受付の窓口を設置し、苦情を受け付けたときは、速やかに調査するとともに、その解決に努めるものとする。
- 3 当園は、苦情を受け付けたときは苦情内容及び苦情に対する対応を記録する。

(質の評価)

第 18 条 当園は、相模原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年相模原市条例第 49 条）第 45 条第 1 項に規定する地域型保育の質の評価を行い、常にその改善を図る。

- 2 地域型保育の質の自己評価は、年 1 回は行い、その結果を公表する。
- 3 市運営基準条例第 45 条第 2 項に規定する外部による評価については、必要な場合に実施し、その結果を公表する。

(秘密の保持)

第 19 条 当園の職員は、業務上知り得た利用乳幼児及び支給認定保護者の個人情報その他の秘密を漏らしてはならない。職員でなくなった後においても同様とする。

(記録の整備)

第 20 条 当園は、保育の提供に関する次に掲げる記録を作成・整備し、その完結の目から 5 年間保存するものとする。

- (1) 保育の実施に当たっての計画
- (2) 提供した保育に係る提供記録
- (3) 市への通知に係る記録
- (4) 苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

附 則（施行期日）

平成 27 年 10 月 1 日施行

平成 28 年 4 月 1 日改定、平成 29 年 4 月 1 日改定、平成 30 年 4 月 1 日改定、
平成 31 年 4 月 1 日改定、令和 2 年 4 月 1 日改定、令和 3 年 4 月 1 日改定、
令和 4 年 4 月 1 日改定、令和 5 年 4 月 1 日改定、令和 6 年 4 月 1 日改定
令和 7 年 9 月 1 日改定